

平成29年 4 月28日（金曜日）

美里町議会全員協議会会議録

平成29年 美里町議会全員協議会

平成29年4月28日(金曜日)

出席議員(15名)

1番	千葉一男君	2番	福田淑子君
3番	藤田洋一君	4番	柳田政喜君
6番	櫻井功紀君	7番	大橋昭太郎君
8番	我妻薫君	9番	鈴木宏通君
10番	橋本四郎君	11番	吉田二郎君
12番	山岸三男君	13番	佐野善弘君
14番	前原吉宏君	15番	平吹俊雄君
16番	吉田眞悦君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	佐々木守君
総務課課長補佐	日野剛君
教育長	佐々木賢治君
教育次長兼教育総務課長	須田政好君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	吉田泉君
事務局次長兼議事調査係長	高橋美樹君

議事日程

平成29年4月28日(金曜日) 午前10時28分 開会

第 1 開 会

第 2 議長挨拶

第 3 協議事項

1) 小牛田中学校における不審火について

2) 平成 28 年度国民健康保険特別調整交付金のうち東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援に係る交付申請漏れによる職員の懲戒処分について

第 4 その他

第 5 閉 会

午前10時28分 開会

事務局長（吉田 泉君） おはようございます。ただいまより全員協議会を開会いたします。

議長、お願いします。

議長（吉田眞悦君） おはようございます。大変御苦労さまです。こちらは4月ももう終わろうとしている季節でありまして、本当に1年の3分の1がもう終わりということで、日に日に改選の足音が近づいてくるような気がしますけれども、本当にきょうは大変すばらしい春の陽気というような天気であります。ちょっとその天気に裏腹に、眺めていたらちょっと悲しいことですが。

きょうの協議事項、2点ほどでありまして、小牛田中学校、ちょっとまた不審火が発生していることと、あとさきに全協で町長のほうからお話しされておりました国民健康保険の特別調整の、そちらのほうでの処分というようなことで、間違っただというようなことでございますので、それらの報告ということになります。どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

あと、皆この協議事項が終わりましたから、会津美里の受け入れも一部まだちょっと不明瞭なところがあるのですが、そちらのほうの関係等を、ちょっと皆さんにおつなぎしたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。大変御苦労さまです。

それでは、本日の全員協議会、全員出席でありますので、ただいまから協議事項に入りたいと思います。

まず、町長から挨拶をお願いいたします。

町長（相澤清一君） おはようございます。大変御苦労さまでございます。

本日は、議長のお取り計らいによりまして、議会全員協議会を開催していただき厚く御礼申し上げます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は小牛田中学校における不審火について、2点目は平成28年度国民健康保険特別調整交付金のうち東日本大震災による医療給付費の負担増に対する財政支援に係る交付申請漏れによる職員の懲戒処分についてでございます。

初めに、1点目の小牛田中学校における不審火について御説明申し上げます。

平成29年4月24日月曜日の午前5時30分ごろ、出勤してきた男性教諭が校舎東側昇降口前で新聞紙が燃え焦げた跡を発見いたしました。前日、4月23日日曜日の午後7時過ぎ、最後に帰宅した教員が東側昇降口前を通過した際には特に異常は見られなかったことから、前日の午後7時過ぎから翌朝午前5時30分までの間に、何者かが新聞紙に火をつけ燃やしたのではないかと

と思われます。本日は、当時の状況及びその後の対応等について教育委員会から御説明申し上げます。

次に、2点目の平成28年度国民健康保険特別調整交付金のうち東日本大震災による医療給付費の負担増に対する財政支援に係る交付申請漏れによる職員の懲戒処分について御説明申し上げます。

特別調整交付金の交付申請漏れについて、担当者から始末書、監督職員から事故発生報告書及び再発防止策について報告書の提出がありました。報告内容を確認後、懲戒処分に当たるかどうか検討した結果、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に抵触すると判断し、担当者及び監督職員に対し、平成29年5月1日付で戒告処分とすることといたしました。また、平成29年5月1日付で副町長に服務規律の確保について依命通達を発するよう命じました。なお、町長及び副町長の監督責任も重大であると判断し、平成29年度6月会議に給料減額の条例案を提出したい考えでございます。

議員皆様を初め、町民の皆様にも多大なる御心配、御迷惑をかけることとなりましたこと、心からおわびを申し上げます。二度とこのような事態が発生しないよう職員に対し厳正に指導してまいりたいと存じます。

きょうはよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田眞悦君） それでは、協議事項の1点目に入りますが、先に総務課課長補佐、日野さん。

総務課課長補佐（日野 剛君） じゃあ私のほうから、1点目の説明員を紹介いたします。

教育長、佐々木賢治です。

教育長（佐々木賢治君） よろしくお願います。

総務課課長補佐（日野 剛君） 教育次長兼教育総務課長、須田政好です。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） よろしくお願います。

総務課課長補佐（日野 剛君） 以上です。よろしくお願います。

議長（吉田眞悦君） それでは、教育長。

教育長（佐々木賢治君） 改めておはようございます。たびたび全員協議会、開催していただき、本当にありがとうございます。御迷惑をまたおかけします。

今回は、また小牛田中学校でありまして、不審火についてということで、御説明に上がりました。先ほど町長からも概要のお話がありましたが、その概要等について、1番目、不審火の概要、それから2番目、経過と内容、そして3点目に今後の対応等について申し上げます。

たきます。

1点目の発生概要ですが、先ほどもありましたが、発生時刻、発生と思われる時間帯でありますけれども、平成29年4月23日午後7時以降未明にかけてという表現をさせていただきました。いわゆる前日の、発見の前日の23日の午後7時から、発見した日時、そこに書いてありますけれども、4月24日5時30分ごろまでの間ということになります。

発生場所であります。校舎東側昇降口前及びその周辺4カ所ということで、お手元に平面図が行っていると思います。それで、4カ所発見しましたが、まず1カ所目は昇降口の前ですね。扉の前に新聞紙の燃えかすと、油と思われる液体が、細長く約5メートルほどまかれた形跡がありました。その上に新聞の燃えかすなども散らかっておったと。なお、テレビでもその部分が放映されたようであります。それから、2カ所目、3カ所目、4カ所目、特に4カ所目、そこは校門のところに、茶色いれんがのような、ちょっとした高い物がありまして、その上に燃えかすがごく一部でしたが、ありました。あと、  
、  
については新聞ですね。新聞に油を浸して火をつけたと。その燃えかすがそこに散らばっておったという状況でありました。そこにも書きましたが、建造物、そのほかの建物等、あるいは植木等への放火とか、そういったものは発見されませんでした。そういう概要でございます。

前の資料をごらんいただきたいと思います。

2点目の経過と内容でございます。その燃えかすを発見した4月24日午前6時45分ごろ、小牛田中学校の校長から私のところに一報、電話で連絡がありました。その後、7時10分ごろ、学校のほうに職員も二、三人いまして、その職員が遠田警察署に通報したと。そして、7時35分に遠田警察署、それから遠田消防署の署員が来校し、現場検証を行ったと。私も間もなくそこに着きまして、その現場検証に立ち会った次第であります。

生徒もどんどん登校しまして、そこに8時半と書きましたが、若干時間が早いかもしれませんが、8時半ごろという表現をさせていただきます。全校生徒集会を体育館で行い、今回の事件についての内容説明ですね、生徒も遠田署の方、それから消防署の職員、署員が昇降口で現場検証をしていますので、生徒は何があったのかなと当然不審に思っていましたので、教頭が中心になって体育館で生徒にそういうことがあったので十分今後ですね、今後といたしますか、そういった火の取り扱い、これはやってはいけないことでありまして、そういった指導を、注意喚起を行ったところであります。

そして、現場検証を終え、9時25分から四者で、教育委員会は私がいまして、それから中学校の関係職員、校長以下、関係職員ですね、遠田消防署員、遠田警察署員、四者で現場検証の

確認をし、今後の対応について協議をいたしました。

それから、学校によりますと、午後4時半ごろ一斉下校させるときに、生徒に今回のこの不審火について、文書で保護者に渡すようにということで、そういった対応をしております。

それから、その日の夕方6時半、PTA三役会、これは会長、副会長であります。三役会を開催し、今後の対応等について、PTAに協力するところもたくさんありますので、協議をしたようであります。

それから、翌日、4月25日火曜日ですが、予定しておりました教育委員会定例会で、このことについて報告し、教育委員会として学校への対応等々について協議をしたところであります。

そして、4月26日、おとといですか、水曜日、PTA三役会でいわゆる本部役員会をしましょうということを決めたようでありまして、夜7時から本部役員10名ちよいぐらいいるといいますけれども、その方々に説明をし、今後の対応について協議をしたようであります。

それから、大きな3点目でございますが、学校としての対応ですけれども、先ほどPTAの方々と協議をして、夜間巡視、特に休日ですね、金曜日、休日、土日などを中心に、夜間巡視の体制を組んでやっていきたいと。それから、生徒に対しては、これは当然なのですけれども、継続した指導を行っていくと。それから、そこに書きませんでした。遠田消防署との連携ということで、職員全員で消火訓練とか、たびたびやっていますけれども、この際もう1回きちんとした訓練をしましょうと、そういうことも対応として考えております。

それから、教育委員会としての対応でございますが、学校と常に連絡をとりながら、特に子供たちの生活、動揺のない安定した生活をとれるように、特に連休を控えておりますし、そういったことについて支援をしていくと。

それから、2点目ですが、防犯灯、夜での今回の事件でありますので、防犯灯、やはり完璧ではないようであります。もう少し防犯灯をふやして、さらに防犯カメラなどの早期設置により、事故等の防止に努めていきたいという考えでおります。

3点目ですが、遠田警察署に巡視の強化を継続して依頼していくというふうに考えております。

なお、あすから飛び石連休が控えておりますので、きょう早速午後臨時校長会・園長会を開催し、休み中の子供たちの事故防止、もちろんこういった建物・施設・設備等の管理について、きちっとお願いをしたいなど、確認をしたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（吉田眞悦君） ただいまの教育長の報告、小牛田中学校における不審火についてという

ことで、それぞれ経過内容等も含めてお話をいただきました。まず、この件について皆さんから何かもしお聞きしておきたいということがあれば、何かないですか。柳田議員。

4番（柳田政喜君） 随分聞かなければいけないなというのがあるのですけれども、まず上のほうから行きますけれども、1番（4）、油と思われるものということなのですから、油は何か確認はとれたのですか。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） 遠田消防署の方が検査していました。それで、灯油のようなにおいはないと。それで、その油のところにガーゼのようなものを浸して、バケツに水を入れてこう、何ていうんですかね、かき混ぜたところ、油が浮いてきたと。ですから、いわゆる植物油のような、そういったものじゃないかというお話でございました。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） いろいろと会議のほうを開いて今後のことを協議したということですが、まず1点確認をしたいのが、PTAの方々からどのような意見があったか、特に本部役員会のほうですね。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） 特に学校に対して批判的な意見とか、そういうことはないようでありました。とにかく学校と手を取り合って子供たちのためにこういったことのないように、再発防止に向けて巡視等を計画を立ててやっていきたいと思いますという、そういった話であったと聞いております。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） 今後の対応のほうでちょっといろいろお聞きしておきたいのですけれども、まず防犯灯や防犯カメラの早期設置ということですが、防犯カメラというのはなかなか難しいと思うのですけれども、これはどのような形での設置になるんですかね。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 早速ですが、警備会社のセコムの方に相談しまして、抑止するための方法としては、防犯灯のほうがかなりの効果はあるそうです。人が来たらつくというやつですと、子供たちが近づいてこないということで、ひとつ聞きました。しかし、ただそれだけではだめですので、何かあったときに、ある程度、事後の分析になるのですけれども、全部をカバーすることはできませんが、前の入り口と後ろの入り口ぐらいは常に、常時撮影していて、それを録音してというのですか、それをデータとして保管しておくという形を

したいと思っていました。主は防犯灯で、そしてあとは防犯カメラを前、後ろに1台ぐらい設置しようかと考えています。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） あくまでそういう警備会社のほうにお願いするというので、夜間とか、そういうことですか。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） セコムと、それからほかの警備会社にも、夜間巡視のほうをしていただけないかということをお願いをしたのですが、今、人手不足ですので、巡視のほうの業務はもうやっていないそうです。設置して異常が出たら駆けつけるという体制はとれているということでした。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） 済みません、私の聞き方が悪かったですね。防犯カメラ自体の問題なのですけども、当然子供たちのプライベートにもかかわってくることなので、それで子供たちが日中いるときはそういうことが起きないと思うので、その間は録画せずに、夜間だけ急にこう生徒や職員がいない時間帯を防犯カメラというふうにするんですか。常時、24時間じゃなしに。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 先生たちが帰宅した後の夜間の無人のときの防犯カメラということで考えています。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） 連休の対応ということですけども、どのように対応するのか。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） 学校のほうでは、男性職員で計画を立てて巡回というか、巡視をするという。それから、これは防災管財課のほうから連絡があったのですが、地元の消防団ですか、消防車による巡回ももう既にやっていたいております。大変ありがたい配慮でありまして。それから、生活安全課のほうでは、特にこのパトロール、数多く小牛田中周辺をやると。職員と、それから地域の方々、PTA、関係機関、そういった対応をお願いしているところがあります。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） 地元の消防団と連携をとるということなので、その部分が出なかったの

でちょっと聞こうと思ったのですけれども、ただ、こういうことというのは長期にわたると思うので、地元の分団だったり班だったりだけではちょっと大変だと思うので、その辺は防災担当課のほうと相談して、今後の対応をきちんと長期的にもある程度見ていかなければいけないのかなと思いました。

それで、全体的にやってみてですけれども、1点ちょっと、前回からちょっと感じていた部分なのですけれども、今後の対応の、3番目の(1)のにも書いてあるのですけれども、生徒に対し継続した指導を行っていくということなのですけれども、これは生徒がやっているというふうに教育委員会のほうでは認識した上でのことですか。生徒に限定しているのですか。

議長(吉田眞悦君) 教育長。

教育長(佐々木賢治君) こういった事案がありますと、生徒はやはり気持ち的に不安になります。当然これはいわゆる生徒指導ですね、常々やっていますけれども、なおさらこの火の取り扱い、家庭でも同じことであります。お互いその辺注意をし合って、注意喚起し合ってやっていきましょうという、そういう意味での生徒指導であります。決して、何ていうんですかね、生徒に対する不信感を抱かせるような、そういった対応じゃなくて、落ち着いて学校生活、校外生活するよという、そういう意味でございます。

議長(吉田眞悦君) 柳田議員。

4番(柳田政喜君) 済みません。私のちょっとじゃあとり方の違いだと思うのですけれども、とりあえず前回は校舎内、トイレという狭い限られた空間で、学校からしか入れない場所でした。それで、そういうことがあった後の、今度は屋外、しかも時間帯が夜ということは、模倣犯の可能性もありますし、愉快犯の可能性もあります。その辺はどのように考えて対応したのでしょうか。

議長(吉田眞悦君) 教育長。

教育長(佐々木賢治君) 前回は管理下内ということで、一応学校で今、調査を継続してやっておりますけれども、今回は管理下外でありまして、警察のほうに、あるいは消防署にですか、そういった方々をお願いしてあります。ですから、今後の対応については警察のほうでも今、捜査という表現を使っておりますけれども、今回の件については、そういった関係機関をお願いをしていきたいなというふうに思っております。

議長(吉田眞悦君) 柳田議員。

4番(柳田政喜君) 最後に確認なのですけれども、それはじゃあ警察のほうに被害届を提出したということによろしいのですか。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） 被害届を出す予定でいました。それで、警察も生活安全課なのですが、今回のこのいわゆる不審火については、建物に損害がない、もちろん植木とかそういったことも含めまして、ですから被害届を出されても受理できるかどうか大変難しいであろうという。ですから、そういったお話をいただきましたので、教育委員会、学校としては出したいのですけれども、そういった、何かあるんですね、私たちの知らない。そういう状況であります。

議長（吉田眞悦君） ほかに。大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） 直接的な問題になるかどうかわかりませんが、この23日の7時と言いましたでしょうか、それから朝の5時半、これが教員ということによろしいのですか、教職員ということですか。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） はい。教員であります。

議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） 日曜日の7時まで、それから月曜日の朝5時半に教員が学校に仕事をしていたのかどうか。そういったような環境というのはどうお考えなのでしょう。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） 私も確認しましたが、日曜日の職員については部活動が終わって自分での事務的な仕事ですね、これは管理職にお話をしてやっている、もう私たちから見れば、健康上早く帰ってほしいという気持ちはもちろん持っています。それから、5時半に来た職員は、もう前からそういった生活、朝早く来て、いわゆる学校の仕事、事務的な仕事をやっていると。ですから、ちょっと私もびっくりしまして、その辺は大丈夫かという確認はしておりますが、この日だけじゃなくて、毎朝早く来ているようであります。（「別々の先生ということですか」の声あり）別々です、はい。

議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） 言ってみれば、1つには規律の問題だと思うんですね。こういったような問題も。それがその先生自身から、言ってみれば、ある意味、労務管理にも支障を来すような形で学校にいること自体が、本来であれば問題でないのだろうかというふうに感じます。自分の仕事であろうともね。その辺はもうすぐ感じたんですね。その辺もある意味、生徒に指導する側が、そういったような規律部分を守っていないということでもあるわけですよ。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 答弁になるか、ちょっとあれですが、私たちも職員を管理職なんかはいろいろと管理している中で、朝早く来て仕事をするほうが得意といいますか、あるいは夕方は早く帰らなくていけないという事情等はあれど、朝早く来て仕事をする方も確かにいます。5時半ですのでかなり早い時間でございますが、この先生は夕方はできるだけ定時に帰れるような、このような時間に来て業務をされているのかなというふうに受けとめています。仕事をする時間に仕事をしていなくては、仕事をする時間にそこに、学校にいないというのは問題ですが、やはり多少前後ですね、早く来たり、少し遅く帰ったりというのは、やはりどの職場でもあるのかなと思います。

議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） 夜遅くまで仕事をするとか、朝早くまでというような、学校の管理上とか、雰囲気的にもよろしくないんじゃないかという意味なのですけどもね。

それから、生徒でなければいいと思うのですが、これが2回目になったときの報道を見たときに、ふっとあの名古屋大学の女子生徒の問題が頭に浮かびました。確かに柳田議員が言うように、子供たちの精神的な面とか何かを重視しなきゃいけないとは思いますが、あの子供ももしかしたら高校の中で適切に対応されていれば、将来的にああいったような事件を起こすこともなかったのかなというふうに感じているところです。そういったような意味においても、子供たちの部分を慎重にしながらも、もっと適切に指導しなければならない子供がいるならば、子供と限定するわけじゃないですけども、きちっと対処しないと、その子のためにもならないのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） その点については学校内でもいろいろ情報を集めて、今心配な子は何人かはやはりいるようであります。その限定じゃなくて、いろんな面ですね。ですから、常に親とも連絡をとり合いながら、特に今回女子トイレですので、そこに男子が入るということはちょっと想定できませんので、慎重に、これは大変なことになりますので、子供を信用しないという前提でどんどん調査をすると大変なことになりますので、そういう意味で慎重に、私がやりましたというふうになれば一番いいのですが、なかなか難しいようであります。以上でございます。

議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） これが2回目になると、小牛田中学校だけの問題だろうかというふうに感じました。例えば、ある時期にいろんな学校が荒れたとかなんとかという部分、それはや

はりまねしている部分もあるのだろうというふうに思います。そういったような意味で、校長会で校長先生にというような、先ほどお話でしたが、それ以上に問題を重視する形で、町内の中学校なりへも、どう言ったらいいんですかね、説明なり、それから対策というのは、やはり同じように考えていかなければならないのではないかと思います。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） 保護者への周知とか、そういうことだと思いますが、まずきょうは校長会でそういったお話なんかも当然する予定でいますけれども、具体的に今検討できない状況であります、やはり必要だとは思っております。

議長（吉田眞悦君） ほかに。山岸三男議員。

12番（山岸三男君） 3番目の今後の対応ということで、先ほど教育長からの説明では、関係団体、消防と警察を含めて、あと地域の方々にもというお話がありましたけれども、地域の方々という、いわゆる行政区なり、自治会なり、近辺の自治会の皆さんのそういう協力要請みたいな部分は発信されたのでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） 地域の方々にはまだ具体的に発信はいたしておりません。まず保護者ということで、ここ数日間、保護者の方々への対応が中心になっております。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 考え方として、地域の方々にもという、そういう考えがあるということにはわかったのですが、やはり一番、小牛田中学校周辺、あそこの行政区は3地区から4地区ございます。西原、八幡、薬師、横埜地域、あの辺の地域行政区の皆さんが、自治会の皆さんが、そこには皆自主防災組織があったり、あるいはパトロール隊、見守り隊という組織が、そういうのがありますから、当然区長さんを通じて、あの近辺周辺、行政区自治会の皆さんに早速、こういう事案があるので協力してほしいんだと、早速の要請を出すべきだと思うのです。そうすることによって、地域全体で抑止力を高めていく。そうすることによって、そういう事案を起こす人間に対して効果が出てくるんじゃないかと思うので、なかなか犯人探しとなると非常に難しい部分がありますから、ただ、今回はそのほかの、今までは校舎内で、今まではというか、校舎内だったのだけれども、2回目のは校舎外ですからね。そうすると、必ずしも内部の者とばかりは言えないんじゃないかと。外部の者にも、行為を行ったという想像ができると思ったので、それでは地域で皆さんに協力してもらって防犯に努めるべきだと思うのですけれども、早速、要請を出していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） 全く山岸議員さんが言われるとおりだと思います。なお、あと学校と連絡をとって、早急に提案していきたいと思います。（「よろしくお願いします」の声あり）

議長（吉田眞悦君） よろしいですか。（「はい」の声あり）福田議員。

2番（福田淑子君） 3番の（2）の 防犯灯の関連になっております。早期設置というふうにあるのですけれども、これはいつごろ考えているのですか。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 今、つける場所、それから見積もり等をとっています。それで、予算がどのぐらい必要なのかということにもよりますが、もし既存の予算がなければ、議会のほうにお願いをしまして、予算をお願いし設置していきたいというふうを考えてございます。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） それで、小牛田中学校だけの問題でなくて、ほかの学校の状況も一緒に調べながら早期設置ですか。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） はい、そのとおりです。不動堂中学校と南郷中学校も夜行ってみますと暗く、不動堂中学校の場合は後ろはいいのですが、前のほうが暗いところもありますので、南郷中学校は全体的に暗いです。それで、中学生の場合は、部活動をして遅く帰る、時間が、かなり多くの生徒がいますので、中学校をまず、小牛田中学校、それから不動堂中学校、南郷中学校の3カ所については、それぞれ防犯灯をつけて、できるだけ明るくといえますか、していきたいというふうに思っています。

それから、カメラについては、今回この事件が起きました小牛田中学校だけの設置というふうに考えています。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 防犯カメラは小牛田中学校だけに限るという理由は何でしょう。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 後々、町内小中学校全てにそのような防犯体制を整備していきたいというふうに思っていますが、とりあえず今回こういった事件がありましたので、差し当たり小牛田中学校に設置をして、その効果を見ていきたいというふうに考えています。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 先ほど誰かが言ったように、ほかの学校にも連鎖反応していくと思うんですね。それで、小牛田中学校だけに限るというのは、私はちょっとおかしいんじゃないかなと思うのです。効果を見てからって、どうやって効果を。再びこういうふうな件は効果があったというふうに見るのかどうか、その辺はわからないのですけれども、やはり学校そのものの周辺をきちんと見ながら、必要なものであれば、小牛田中学校だけに限らずしていくのが本来の事故防止の対策だと思うのですけれども、その辺もう1回ぜひ考えていただけないかなと思うのですが。いかがですか。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 不動堂中学校と南郷中学校についても防犯カメラの設置を検討をしていきたいというふうに思います。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） それと、早期設置ということで、予算化の理由を考えていかなきゃないと思うのですけれども、やはり6月議会というふうに待たないで、もう予算化になったらすぐに予算をやはり議会、通年議会なので、それを6月議会と言わずに、早目にやはりすることが大事かなと思うのですけれども、その辺は。

議長（吉田眞悦君） 議会の絡みは町長だね。考え方だから。町長。

町長（相澤清一君） しっかりとした、その全体像が、把握しましたらば、早速予算措置をしまして、当然議長にも前にも話しておりましたけれども、臨時議会をさせていただいて提案したいなと思っております。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） あと、最後に警備会社との関係なのですけれども、こういう場合というのは、警備会社は、何も起きないから。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 警備会社は今は建物の中に侵入者が出た場合にすぐ駆けつけてくれるという体制はとっていますが、建物外のところでこういったいたずらといたしますか、問題行動等が起きて、警備会社のほうで察知もできません。それで、先ほど教育長がお話ししましたように、前までは巡回も含めた警備の契約を行っていたのですが、警備会社のほうがどうも人手不足なのか、そのような巡回は今は行っていないということでございましたので、警備会社のほうにこの巡回を頼むことはできないかなと思っていました。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 巡回が無理なんだというのは、いつごろの判断。この事件が起きてからもう1回お話し合いをしたのですか。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） はい、そうです。今回この事件が起きてから、すぐに巡回というふうに、巡回をしなければというふうに思いましたので、すぐにセコム、警備会社のほうに相談をさせてもらいました。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） やはり警備会社が巡回しているということ、そういう体制というのかな、それが一番事故防止に結びつくのかなと思うので、その件は引き続きやはり交渉していただきたいなと思いますけれども。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 若干、警備会社等にも交渉しながら、引き受けていただく業者が、警備会社がありましたらば、お願いするというふうにしたいと思います。

議長（吉田眞悦君） ほかに。橋本四郎議員。

10番（橋本四郎君） 町長は予算を組んでと言いましたけれども、防犯カメラをつけることが、私は一番、誰の苦勞にもならない、そちらのほうからの、地域の皆さん方の防犯の、何ていうのですか、巡回を頼んだのはいいけれども、自分がする立場に立って考えてみれば、やはり一番安全、やりやすいのは防犯カメラだと思うんですよ。こんなのは1個何ぼかわからないけれども、少しつけるくらいの形をとる気はないですか。何でかという、実は私のうちの子供が1年生に入ったのです。この話をちょっと聞いたらね、学校が荒れているんですよと、こう言うのです。どう荒れているかというまでは具体的には話さなかったもので、あえて言う。だから、学校の子供の、これはもう教育委員会の言うとおり、子供の中で何かをする人がいるのではないかというのが教育長の考えだと思うので、私は防犯カメラをつけたよというだけで抑止力になると思うのです。だから、ここは金で解決するなら、幾らするのか、1,000万円も5,000万円もするわけではないと思うから、そんなこと、ひとつつけばね、あそこは死角の多いところなんだ。学校の校庭に出るのも大変、中に行っても入り組んでいる。だから、ほかのところから見ると、北浦とかほかの小学校は確認しやすい。何かしていても見えない、探しにくい、逃げやすい状況なので、今から考えるのであれば、今言ったように、もう来月にも防犯カメラをつけて、もう何かしたらこれ、カメラが映すよ、映っているよと、こういうのをやったほうが

一番早いんじゃないですか。作りませんか、すぐ。来週にも。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） できるだけ早く設置するようにしていきたいというふうに思います。

議長（吉田眞悦君） ほかに。はい。（「俺が済んでないのに、そっちに行くのはおかしい」の声あり）手を挙げなかったら。あるの。いいですよ、橋本議員。いいですね。（「はい」の声あり）藤田議員。

3番（藤田洋一君） この件で聞きたいのですが、経過と内容の中で、遠田署と、それから教育長も入って現場検証の立ち会いをしたとなっておりますけれども、先ほどの昇降口の1だか2から3、4と、その4番目の何かその台があって、そこで何かしたのかなと思うのですが、そこには仕業といいますかね、やったことが、その検証の中でどのように検証されて、話をされたのか、その辺が教育長がそれをわかればね。そしてまた、子供が、子供と限らないが、やることが余りにも幼稚だというんですかね、その燃えたのが、次々に持って行ってきれたのがその1、2、3、4とあるのが、1のところ燃えたやつが2のところってこうやったのか、その辺が検証するとわかると思うんですよ。大人のやることなら難しいけど、子供のやることだから、検証の中で多分判断できるなというふうに私は感じたのですが、その辺はどうでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） 私も現場検証に行ったのですが、風でその、何ですか、燃えなかった部分の紙ですね、散らかっておりまして、それを掃き集めていました。それで、油が地面にちょこっとしみているのです、残りが。そういう意味で、その4カ所、昇降口はすぐわかったのですが、その2、3、4は油のしみ込みがちょこっとあったものですから。あと紙はもう散らばっていました。それを集めて、結局油の場所で4カ所という判断のようでした。

議長（吉田眞悦君） 藤田議員。

3番（藤田洋一君） 消防署も入っていますね。（「もちろん」の声あり）消防署だともう専門的ですから、何ですか、点火して発火したところはどこかということ、何か所があるうちの中で多分つかめると思うんですね。どこでやったものかかどういふものか、その中で、検証の中でもしわかったのかなと思って聞いたのですが、先ほどの橋本議員のそれについても、カメラ、防犯カメラというのはいいんですね、確かにね。ただ、それを24時間とか七十何時間、何かテレビに全部映るようになっているんです今、そういうセコムとか同和とか、そういう記

録に残るようなんですよ。七十何時間ぐらい動くわけですよ。これは全国でまわすとすぐ誰なのかすっかり映ってわかるようになっているのです。ただ、防犯カメラをぱっとつけられても、それでいいのか学校の中のテレビに全部記録されているのか、その辺の関係、その辺はどういう検討をされているのかね。カメラをつけるにしても。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） モニターテレビをずっと見ているということではできませんので、記録しておくという形になります。それで、何か起きたときに、それを巻き戻して見るという形になります。（「録画しておくという」の声あり）録画しておくというふうになります。

議長（吉田眞悦君） 藤田議員。

3番（藤田洋一君） それでわかるということですね。（「そうです、はい」の声あり）はい、わかりました。

議長（吉田眞悦君） ほかに。我妻議員。

8番（我妻 薫君） 今の件と、さっき柳田さんが聞いた件と関連なのです。校舎内はテレビカメラは、防犯カメラは外というさっきの話。そして、日中はしないで夜間ということでもいいんですね。ということは、四六時中、子供たちが管理されているという状況をつくり出したら、これは大変なね、さっき柳田さんはそれを心配したんだと思うんだよね。そういうことをやはり子供たちがカメラで監視されているんだとや、そんな意識がもし感じられるようなことだけはしてほしくないなと。あくまでも、外部の人の、さっきは夜間という話でしたけれども。夜間という場合に、じゃあ誰がスイッチ入れたり切ったりするのかと。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） 子供へのことですが、これは十分教育的な配慮のもとに、そういったカメラの作動等も、ちょっと私今、具体的にタイマーがどうなのかちょっと私もわからないものですから、その辺を次長のほうと関係会社と調整ですか、よろしくをお願いします。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） まず、最後に帰る教員がセットして、そしてあとは朝学校に来た教員が切るという形になると思います。それから、セコムさんのほうに今、協議をさせてもらっていますが、セコムさんにつけてもらうというわけではなくて、こういうふうなカメラはカメラの業者、それから防犯灯は防犯灯の業者さんのほうに、それぞれ見積もりを出していただいたの発注になるということです。ですので、セコムさんの計器には切り離れた

形になったということであります。

議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

8番（我妻 薫君） その管理をちょっと確認したかったのです。その映像をどこが管理するのかね。それで、どれもかなり貴重な問題だと思うので、セコムが全部管理を任される、これもまたちょっと教育上、困るなど。その辺もあるので、映像は、管理は教育委員会が責任を持つことになるのか。その辺の関連、そこが教育施設であってね。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） これは、映像等の管理は当然、教育委員会、まず校長にお願いをして、いわゆる教育委員会になります。

議長（吉田眞悦君） いいですか。ほかに。千葉議員。

1番（千葉一男君） 今まで出尽くしているのですけれども、今回は教育委員会がまずうちのほうにこういうことがあったと。これは人の安心・安全なのか、財産の保全かとしてみると、範囲がどんどん変わると思うんですよ。だから、その辺もよく見て状況は、財産の保全だとすれば、程度の悪いものから直していこうということになるでしょうし、だから公共物のその辺のこともよくやはり教育委員会だけじゃなくて、そういう財産保全という観点も大事にしながら考えなくてない問題かもしれないなとして聞いていました。質問というよりも、そういう視点も大事にしてもらいたいなど。

議長（吉田眞悦君） いいですね。（「はい」の声あり）

では、この1点目の小牛田中学校における不審火についてということについては以上ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

では、1点目はこれでということで、あと暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

---

午前11時30分 再開

議長（吉田眞悦君） では、再開いたします。

次に、2番目の、平成28年度国民健康保険特別調整交付金のうち東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援に係る交付申請漏れによる職員の懲戒処分についてに入ります。

それでは、先ほど町長からの説明がありましたけれども、何かほかにあるのですか。何もありませんね。では、冒頭に町長からのお話があったとおりということでもありますので、何かあ

りますか。橋本議員。

10番（橋本四郎君） 懲戒の種類はどのような種類ですか。処分の内容は。

議長（吉田眞悦君） 総務課課長補佐。

総務課課長補佐（日野 剛君） 懲戒処分のうちの戒告処分という処分。（「戒告」の声あり）  
はい。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） この処分を出す場合には、どのような形で誰の意見で決めましたか。

議長（吉田眞悦君） 総務課課長補佐。

総務課課長補佐（日野 剛君） 任命権者であります町長の判断でございます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） たしか懲戒及び効果に関する条例の中の3条には、関係者の意見を聞いてという文言がありませんか。3条に何て書いてありますか。（「関係者の意見を聞く」の声あり）懲戒及び効果に関する条例の3条。（「それは3条でなくて2条の2」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 2条の2。総務課課長補佐。

総務課課長補佐（日野 剛君） 橋本議員さんがおっしゃるのは、懲戒処分に関する規定だと思います。2条の2には、美里町分限懲戒審査会の意見を聞くことができる規定となっております。審査会そのものについては、町長の求めに応じというような形が基本でありますので、町長の求めない場合については、審査会は開きません。基本的には始末書の内容でほぼ中身が把握できておりますので、審査会を開く必要はないという判断のもとに処分を行っております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 最終的には町長、関係者の意見を聞かないで町長の判断で終わるんだということですね。（「そうです」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 町長、どうです、おたくがめくら判を押したんですよ。やはり職員が仕事量がふえたにもかかわらず手当てをしないで終わった結果が、あの場合にはこういう原因をつくったかもしれない。そうすれば、あの2人の責任になったかもしれない。だから、どうしようかとそんなの関係なくして、仕事の失敗は仕事するのが当たり前です。当然にも、仕事量がふえたために失敗したということがあるとすれば、これは管理者のほうに責任があるのではないかと私は思う。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） ですから、先ほど冒頭にお話ししましたとおり、我々の責任は重大であることは認識しております。そのような中で6月の議会に、それを含めて私たちの責任をしっかりと問いたいと、そういうような説明をいたしました。

議長（吉田眞悦君） 冒頭に説明がありましたのでね。町長の考え方ということで。ほかに。山岸三男議員。

12番（山岸三男君） 冒頭の町長の説明では、今、話がありましたけれども、本人といたしますか、戒告処分という、そしてあと上司は給料減額という説明でありましたけれども、ちなみに戒告という、現職の職員さんが戒告処分という懲戒処分になりますと、給料はもちろん、給料は関係ありませんか。ただ将来の昇給だったり、退職金だったりに影響を及ぼすということはあるんですよね。

議長（吉田眞悦君） 総務課課長補佐。

総務課課長補佐（日野 剛君） では、私のほうから説明させていただきます。戒告処分につきましては、給料そのものにつきましては減額等の措置はありません。減額になるにはやはり減給処分という形になれば、そういう部分も影響します。ただ、勤勉手当のほうに戒告処分を受けると一定程度減額の措置があります。（「課長も減給なの」の声あり）そうです。課長も戒告処分になります。

議長（吉田眞悦君） 間違っていると困るのでね。2人とも戒告。山岸三男議員。

12番（山岸三男君） 今回のこの処分は2名ということでよろしいのですか。町長も含めると3名。（「4名」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 4名それぞれ皆さん、残念と言えば残念なのですが、今回のいわゆる処分は、懲戒処分等に関する規定の中に(13)不適正な事務処理を行ったという部分にも、これは減給または戒告処分、その部分に当たることでの処分か。

議長（吉田眞悦君） 総務課課長補佐。

総務課課長補佐（日野 剛君） 担当者につきましては、不適正な事務処理、課長につきましては、指導監督不適正ということで処分であります。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） それで、この規定には、懲戒処分などで軽減する場合があるという規定があるのですが、今回このままで戒告処分ということですが、何か軽減する考えはないのか。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） 軽減はありません。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 人間誰しもミスを犯すものなのですから、100%完璧な人間はおりませんから、私の知る範囲内では、毎年2人くらい交通事故を起こしますよね。その方々はじゃあ担当課の処分に関する規定にない、入っていない、要するに飲酒運転とか人身事故を起こすと懲戒処分に入りますけれども、一般の物損事故はたしか対象にはならないんですよ。

議長（吉田眞悦君） 総務課課長補佐。

総務課課長補佐（日野 剛君） その事故の程度等も考慮しまして、通常であれば懲戒処分とまではいきませんが、一定程度のようなものであれば、懲戒には当たらない訓告処分とか、嚴重注意処分等に当たる場合もあります。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 私が聞きたいのは、この交通事故を起こした方々のそれぞれ、議会に賠償ということで説明がありますけれども、懲戒処分で口頭注意、嚴重注意というのは聞いたことがないので、何故しないか。今回のような金額が大きいから処分なのか、交通事故の場合は口頭でも注意しない。ただ損害賠償を、町で保険に入っていて実害がないから注意もしないと、そういうことで、私は要するに処分に対する不公平感があるのではないかという思いがあるので聞いています。いかがでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 総務課課長補佐。

総務課課長補佐（日野 剛君） 処分については、懲戒処分となれば公表する必要性が出てきますので、そこは公表しております。それに至らない場合については、公表の義務はありませんので、嚴重注意とかした場合には、改めてお知らせはしていないということになります。

議長（吉田眞悦君） ただ、交通事故のそういうときは注意しているのでしょうか。何もしていない……。 （「そうですね」の声あり）それをちゃんと。総務課課長補佐。では、副町長。

副町長（佐々木 守君） 交通事故というのは物損とか人身とかいろいろ、物損と人身がありますけれども、まず事故を起こしたときについては、文書によって嚴重注意処分と。人身になればまた別ですけれども、物損についてはきちっと相手方に補償をするということでございますから、それについては特別していません。ただ、事故も人によっては頻りに物損事故を起こす場合は、これはただ単に嚴重注意では済みませんので、当然懲戒処分というふうになります。

ですから、それはその事故の内容と、それはどれだけその人が不注意で事故を何回か引き起こしているかによって、その処分の内容というのは変わってきます。ただ、1回こっきりで減給だの何だのと、実損害が高額になればまた話は別ですけれども、きちっと相手方に補償をするということであれば、それはもう修理ということをやっています。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 私が確認したかったのは、そういう同じ職員で、確かに今回は書類の不適切な処理ということでの懲戒処分、それで交通事故を起こした方には、説明があったからわかったのですけれども、口頭での注意とか、そういうことはやっているんだということですよ。ただこれを公表しないだけだと。そういうことであれば、私は不公平感はないです。（「もう一つ」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） つけ加えますと、私どもの懲戒処分、あるいは分限処分の公表の基準というのがありまして、その公表の基準を満たさない場合については公表しないで、内部での注意処分とか、そういうことをやっていますけれども、その一定の基準を超えた場合については公表するというにしています。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 今回ね、先ほども分限懲戒審査、それには聞かないで町長の判断だということなのですからけれども、その審査会に出さなかったという最大の理由は何でしょうか。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） 分限懲戒審査会というのは、町長が開く内容として、その実際の事案について審査、もっと詳しく審査しなければならないと、それでどのくらいの処分が相当なのかというのを町長が意見を聞くということでございますので、必ずやらなければならないということではございません。今回の場合は、もう既に事案としてはどういう経緯をたどってこういうふうになったのか、そしてその回復措置はあるのか、ないのかと、そして本人たちもその不注意、あるいはこの確認を行ったということはもう認めることでございますので、それをもう一度、何かほかにあるんじゃないかとかということはずあり得ないことでございます。したがって、その事案の内容はもう既に確定していますし、それはどうやっても交付にならなかった金額も確定しているということでございますから、あえてその懲戒審査会を開いて審議あるいは審査をしなければならないということにはならなかったと。

したがって、当然最終的には審査会の意見を聞いたとしても、判断するのは町長でござ

いますけれども、町長はもう既にその事実は確定しているのをごさいますから、それが懲戒に当たるかどうかというのは、もう既に法律あるいは条例、規定に照らして、これは相当であろうと任命権者の町長が判断を下したということをごさいますので、あえてこの場合は審査会は開かないと、開く必要はなかったということをごさいます。

議長（吉田眞悦君） よろしいですね。ほかに。（「なし」の声あり）ないですね。（「はい」の声あり）

では、本日の執行部側からの協議事項の2点について以上ということにいたします。

引き続き行いますので、あと今すぐに始めますので。ありがとうございました。御苦労さまでした。

それでは、引き続き、今度は連絡事項等々に入ります。

では、まず局長。

事務局長（吉田 泉君） では、今お手元のほうに、平成29年度の職員配置図を、4月1日現在のものを配付させていただきました。

また、もう1点のほう、5月17日、18日、会津美里町議会様のほうと議員交流会についての資料、1枚ものですね、を配付させていただきました。そちらの議員交流会のほうの関係になりますが、前回の全員協議会でも当日の行程等は御連絡させていただいておりますが、改めて説明のほうをさせていただきます。

日時が5月17、18日になっておりますが、18日は会津美里町議会さんのほうは、町内、午前中は施設等をフリーで視察したいということでしたので、実質的には5月17日、1日のみとなります。会津美里町議会さんのほうでは、議員が18名、事務局職員が2名、計20名、運転手さんを入れると21名ということで出席の予定をしております。

当日なのですが、本日午後にちょっと委員長会議を開きまして、細かい当日のお出迎えのときの出席者の、そういう細かいところもちょっと詰める予定にはしておりますが、当日、基本的には意見交換会が4時15分から予定をしておりますので、議員の皆様におかれましては、15時30分まで議員控室のほうに集合をしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

意見交換会のほうですが、4時15分から約1時間、5時15分まで、こちらの庁舎の3階会議室で行う予定をしております。テーマのほうは現在まだ決まっておりません。美里町さんのほうで決めてくださいということでしたので、これからテーマのほうを決める予定になっております。お任せしますということですね。

あと、懇親会のほうが5時45分から最大で20時までということで、17時45分から20時まで友栄会館のほうで予定をしております。

その他になりますが、今回の議員交流会に係る会費と費用等になりますが、懇親会費、あとお土産代等を含めまして7,000円ということで、こちらのほうは議員積み立てじゃなくて、ちょっと余力がないものですから、直接集めさせていただきたいと思います。

また、当日に係る、このお出迎えの関係、昼食、視察の関係、こちらは美里町のほうでも随行して一緒に行動しなきゃいけない部分があるかと思しますので、この辺の細かいところは本日の午後に委員長会議のほうでちょっと詰めさせていただきたいと思っております。当日の会場の準備等を、こちらは事務局で対応させていただきます。

また、行程は前日も説明させてもらっていますが、12時に、南郷庁舎のほうに来ていただきまして、このような流れで当日は進めさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。  
議長（吉田眞悦君） ちょっと今決まっている部分で、行程はこのままですので、それとあと午後から委員長会議の中でちょっと役割分担等々も含めて決めていきます。それで、皆さんはその意見交換会の部分から全員参加ということにさせていただきますので、先ほど言ったように、17日の3時30分まで、皆さんここに集合して、あとそのときに負担金をいただきますので、おつりのないようになれる限りお願ひしたいというふうに思ひます。

あと、この7,000円、一応考へているのは、懇親会費とここに書いてありますけれども、私たちが行ったときも全員お土産をいただいたものですから、こちらでも本町の特産の中でお土産を出したいと思ひましたので、それも含めて7,000円ということで、もし万が一足が出るようなことがありましたら、その足が出た分、7,000円を超した部分については議員積み立てのほうで調整をさせていただきますので、よろしいですね。（「はい」の声あり）

じゃあ、あとその意見交換会のテーマについてはきょう決めますので、あと後ほど、そのテーマについては皆さんに後日お知らせしたいと思ひます。よろしいですね。（「はい」の声あり）

事務局長（吉田 泉君） それまで何か事前にどうしても連絡しなきゃいけないというときは連絡させてもらいますが、あとは当日ですか、その3時半に集合いただいたときに連絡をさせていただきます。

議長（吉田眞悦君） ちなみにですが、全員参加でよろしいですね。（「はい」「準備は手伝わなくていいの」の声あり）大丈夫です。

じゃあこの件については以上ということにいたします。

事務局長（吉田 泉君） あと、4月20日に歓送迎会のほう、実施しているところでございます。そのときの会計報告ですが、1人4,480円を議員積み立てのほうから引き落としさせてもらっております。よろしく報告させていただきます。

あと、最後に1点ですが、今回のですが、会議と、前振りをさせてもらう、今回もちょっと最近、追加案件があったり、ちょっと続いていたものですから、もし差し支えなければ、その前振りをもしメールでも、かえってメールのほうが都合いいよという議員がいらっしゃいましたら、メールで対応させていただきます。それでもよろしければ。あとは、それ以外は電話という形でもよろしいですか。

議長（吉田眞悦君） ということで、今まではほら、ちょっとたまたま今回、緊急のことが何回か連続してしまったので、それでその連絡方法で今局長が言われたように、もしメールで対応してもらって結構ですよという人はメールにします。そして、それ以外の方は今までどおり電話でということで対応します。

事務局長（吉田 泉君） 基本は電話でさせていただきますが、もしかえてメールのほうがいいですというのであれば。

議長（吉田眞悦君） メールでいいですという人、手を挙げて。メールでいいよという人。メール。ちょっとまだ手を挙げていてね。メールでいいよという人。編集委員会の皆さんだね。あと、プラス我妻さんと大橋さんと千葉さんということだね。（「はい」の声あり）いいんだね。7人。

以上で終わりました。

副議長（平吹俊雄君） 御苦労さまでした。この後何もなければ、5月17日の歓迎会が皆様との出会いということでございます。その間、田植えも本格的になり、農作業なり、あるいはゴールデンウィークにも入りますので、とにかく事故のないように十二分に注意していただきたいなという思いで、閉会にいたします。

終わります。

午前11時55 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年4月28日

美里町議会議長